

## 浸透探傷試験の合格判定基準

〔 社団法人 公共建築協会  
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 〕

浸透探傷試験の観察結果、次に示す浸透指示模様より形状及び存在の状態から分類されたきずが表2に示す合格基準内は合格とし、合格基準を超えるものは不合格とする。

### (イ) 独立きず

独立して存在するきずは、次の3種類に分類する。

- (Ⅰ) 割れ 割れと認められたもの
- (Ⅱ) 線状きず 割れ以外のきずで、その長さが幅の3倍以上のもの
- (Ⅲ) 円形状きず 割れ以外のきずで、線状きずでないもの

### (ロ) 連続きず

割れ、線状きず及び円形状きずが、ほぼ同一直線上に存在し、その相互の距離と個々の長さとの関係から、一つの連続したきずと認められるもの。きずの長さは、特に指定がない場合は、きずの個々の長さ及び相互の距離を加え合わせた値とする。

### (ハ) 分散きず

定められた面積の中に存在する一個以上のきず。分散きずは、きずの種類、個数又は個々の長さの合計値によって評価するものとし、一定の領域の面積が2,500mm<sup>2</sup>の範囲内に、その最大寸法が4mm以下の線状きず、円形状きず又は連続きずが多数ある場合において、表1に示すきずの種類及び最大寸法に応じたきずの個数と点数の積の和で表す。

表1 分散きず

きずの種類	最大寸法	点数
線状きず	2mm以下	3
	2mmを超え4mm以下	6
円形状きず	2mm以下	1
	2mmを超え4mm以下	2

表2 配管溶接部に適用するきず合格基準

きずの種類	合格基準
表面割れ	割れによるきずがないこと
線状きず、円形状きず及び連続きず	最大4mm以下のもの
分散きず	きずの積の和が12以下のもの